

有料老人ホーム変更届提出書類一覧

四條畷市健康福祉部高齢福祉課

■届出について

- 届出事項に変更が生じた場合は1ヶ月以内に「有料老人ホーム事業変更届出書（様式第19号）」と必要書類を提出してください。
- 提出にあたっては、事前に電話で日時をご予約の上、来庁により提出してください。なお軽微な変更については、変更内容を事前にお知らせいただければ郵送による提出も可能です。
(郵送による提出で控えが必要な場合は、返信用の封筒に切手を貼って返送先住所・宛名を明記したものを同封してください。)
- 施設建物の構造・設備・構造区画の変更や、料金の変更等入居者に直接影響が生ずる変更等については、必ず変更届出書を提出する前に事前協議を行ってください。

■提出書類及び届出方法（以下のとおり）

- 内容によっては必要となる書類が変わることがあります。
- 法人登記簿謄本・契約書等の写しには、必ず法人代表者名で原本証明を行ってください。

変更事項	事前協議	提出書類
設置者（申請者）の名称 ※事業譲渡等により設置者が変わる場合は別途ご相談ください。	不要	<ul style="list-style-type: none">有料老人ホーム事業変更届出書（様式第19号）法人登記簿謄本（写し）重要事項説明書有料老人ホーム情報開示事項一覧
設置者（申請者）の所在地	不要	<ul style="list-style-type: none">有料老人ホーム事業変更届出書（様式第19号）法人登記簿謄本（写し）重要事項説明書有料老人ホーム情報開示事項一覧
施設の名称	不要	<ul style="list-style-type: none">有料老人ホーム事業変更届出書（様式第19号）理由書（任意様式）重要事項説明書有料老人ホーム情報開示事項一覧
施設の所在地（住居表示の変更） ※事業所の移転は別途協議要	不要	<ul style="list-style-type: none">有料老人ホーム事業変更届出書（様式第19号）住居表示がわかるもの（市町村からの通知等）重要事項説明書有料老人ホーム情報開示事項一覧

変更事項	事前協議	提出書類
法人代表者の変更 ※住所の変更は届出不要	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム事業変更届出書（様式第19号） ・法人登記簿謄本（写し） ・新代表者の経歴書 ・重要事項説明書
法人役員の変更 ※役員の住所の変更は届出不要	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム事業変更届出書（様式第19号） ・法人登記簿謄本（写し）
施設の管理者（施設長）の氏名又は住所	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム事業変更届出書（様式第19号） ・新管理者の経歴書 ・重要事項説明書
施設の構造、設備、専用区画、用途変更等	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム事業変更届出書（様式第19号） ・変更前図面（既に提出している場合は省略可） ・変更後図面 ・重要事項説明書
入居定員及び居室数	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム事業変更届出書（様式第19号） ・重要事項説明書 ・有料老人ホーム情報開示事項一覧 ・理由書（任意様式）
入居一時金、月額利用料等費用	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム事業変更届出書（様式第19号） ・入居契約書 ・重要事項説明書 ・有料老人ホーム情報開示事項一覧 ・管理規程（管理規程に記載がある場合のみ） <p style="color: red;">※内容に変更がある場合のみ必要</p>
施設サービスの内容	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム事業変更届出書（様式第19号） ・重要事項説明書 ・有料老人ホーム情報開示事項一覧 ・管理規程（管理規程に記載がある場合のみ） ・業務の一部を委託する場合は、委託契約書 <p style="color: red;">※内容に変更がある場合のみ必要</p>

変更事項	事前協議	提出書類
協力医療機関・協力歯科医療機関 (契約解除・新規契約とも)	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム事業変更届出書（様式第19号） ・契約書（写し） ・重要事項説明書
併設施設の状況等	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム事業変更届出書（様式第19号） ・変更前図面（既に提出している場合は省略可） ・変更後図面
入居契約書	※入居者 への影響 が生じる 場合は必 要	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム事業変更届出書（様式第19号） ・入居契約書 ・重要事項説明書 ・有料老人ホーム情報開示事項一覧 <p style="color: red;">※内容に変更がある場合のみ必要</p>
重要事項説明書	※入居者 への影響 が生じる 場合は必 要	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム事業変更届出書（様式第19号） ・重要事項説明書 ・有料老人ホーム情報開示事項一覧 <p style="color: red;">※内容に変更がある場合のみ必要</p>
管理規程	※入居者 への影響 が生じる 場合は必 要	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム事業変更届出書（様式第19号） ・管理規定 ・有料老人ホーム情報開示事項一覧 ・重要事項説明書 <p style="color: red;">※内容に変更がある場合のみ必要</p>
上記以外の変更	別途ご相談ください。	

※法人情報の変更届（法人代表者の変更等）については、施設単位で提出してください。

※介護付有料老人ホームについては、有料老人ホーム変更届とは別に、介護保険法上の特定施設入居者生活介護の変更届の提出が必要です。

特定施設入居者生活介護にかかる変更届出書提出・お問い合わせ先…大阪府福祉部 高齢介護室

介護事業者課 居宅グループ